

令和3年度の酸素の購入価格に関する届出について

酸素を使用した診療を行う保険医療機関は、当該年の4月1日以降の診療に係る費用の請求に当たって用いる酸素の単価並びにその算出の根拠となった前年の1月から12月までの間に当該保険医療機関が購入した酸素の対価及び酸素の容積を、当該年の2月15日までに地方厚生（支）局長に届け出る必要があります。

なお、酸素の使用がなく、酸素の購入実績がない保険医療機関については提出不要です。

- 提出時期 令和3年2月15日（月）
- 提出先 近畿厚生局の各府県の事務所等
- 提出方法 郵送
- 届出様式 近畿厚生局ホームページ（<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/>）の「新着情報」に様式（Excel版及びPDF版）を掲載しています。
- 記載要領 近畿厚生局ホームページの上記のページをご参照願います。

届出についての Q&A

Q1 【重要】 今回の届出で注意すべき点は？

A1 令和2年中に購入実績がない場合において、令和元年9月30日以前の購入実績により届出を行う場合は、実際に購入した価格に 108分の110を乗じて得た額（1円未満の端数は四捨五入）を酸素の購入対価として記載することとなります。

（例）令和元年5月に可搬式液化酸素容器（LGC）を300,000円（税込）購入した場合
 $300,000 \times (110 \div 108) = 305,556 \text{円}$ （1円未満の端数を四捨五入）
305,556円を購入対価の欄に記載する。

Q2 大型ボンベ、小型ボンベとは？

A2 大型ボンベとは、ボンベ1本当たり通常7,000リットル又は6,000リットル用のボンベをいい、3,000リットルを超えるものです。

小型ボンベとは、ボンベ1本当たり通常1,500リットル又は500リットル用のボンベをいい、3,000リットル以下のものです。

Q3 購入容積、購入価格を記載する際の留意すべき点は？

A3 酸素の容積は、ボンベの場合は圧縮されているため35℃1気圧で換算した容積を、液化酸素の場合は気体にした容積になります。ご不明の点がありましたら、購入業者に確認のうえ記入してください。また、各欄の酸素の単価は、1銭未満の端数を四捨五入して記載してください。

その他ご不明な点については、管轄する厚生局の事務所等にお問い合わせください。